

指定候補事業者決定後の諸注意

選定された場合は施工・着工、補助金、指定手続き等において下記事項にご注意ください。

- ・選定された地域密着型（介護予防）サービス指定候補事業者および選定された事業者に貸与する目的で建物を整備する土地または建物所有者においては、厚労省通知等で示されている施設開設の要件を満たしている必要があります。
- ・施工業者の選定に当たっては、補助内示後に市が行う契約手続を参考に決定してください。
- ・補助金を受ける場合、施設整備等を開始するのは交付決定後となり、東京都補助金の内示前に着工することは認められません。
- ・市からの補助は、東京都の補助制度に依拠し、東京都と補助協議を行い、採択された場合のみ行います。また、補助額は市の予算範囲内とします。
- ・整備方法は事業者創設型、事業者改修型、オーナー創設型、オーナー改修型から選択でき、それぞれ補助金額が異なります。
- ・選定により指定候補事業者となった事業者（運営法人）については、速やかに開設に伴う施設建設等の整備を行い、指定申請書を提出し事業を開始してください。